
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、休会を解き、令和 6 年下川町議会定例会を再開し、6 月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、5 番 大西 功 議員及び 6 番 斉藤好信 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 6 年下川町議会定例会 6 月定例会議の運営について、去る 6 月 13 日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

6 月定例会議の提案事項については、町長提案が 22 件で、内容は、行政報告 2 件、条例制定 1 件、条例改正 2 件、一般議案 6 件、補正予算 5 件、諮問 1 件、同意 2 件、報告 3 件でありました。

また、議会提案は 4 件で、内容は、委員会報告 1 件、請願 3 件であります。

これらの状況を考慮し、6 月定例会議の審議を要する期間については、6 月 18 日から 21 日までの 4 日間とすることとし、本会議についても同様とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。条例制定の「下川町福祉医療施設等総合審議会条例」、条例改正の「下川町課設置条例の一部を改正する条例」、補正予算の「令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

その他の町長提出案件 19 件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことといたしました。

次に、議会提出案件の審議要領等についてであります。連合北海道下川地区連合会、北教組上川支部下川支会の連名による、「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」、連合北海道下川地区連合会、自治労下川町職員労働組合の連名による、「地方財政の充実・強化を求める請願」及び連合北海道下川地区連合会から「2024 年度北海道最低賃金改正等に関する請願」の 3 件につきましては、委員会付託を省略し、本会議において審議を行うことといたしました。

また、委員会報告は、本会議において報告を行うことといたしました。

次に、一般質問については、6 月 12 日、午前 10 時の通告期限までに、3 名の議員から

通告がありました。

このことから、6月19日に3名の一般質問を行うことにいたしました。

なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、6月定例会議の審議を要する期間について、本日18日から21日までの4日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、6月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日18日から21日までの4日間とします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 行政報告を行う前に、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位には、時節柄、大変御多用のところ、議会6月定例会議に全員の御出席を賜り、心から感謝を申し上げます。

本定例会議に提案させていただく案件は、条例案件3件、予算案件5件、単行案件6件、諮問案件1件、同意案件2件、報告案件3件の計20件であり、ほかに2件の行政報告を述べさせていただくところでございます。提案内容につきましては、それぞれ提案時に申し上げたいと存じますので、よろしく御審議、御協賛のほど賜りたく、お願いを申し上げます。

それでは、令和5年度各種会計決算見込みについての行政報告を述べさせていただきます。

令和5年度における各種会計の決算見込みを取りまとめましたので、御報告申し上げます。

お手元の参考資料No.1にその概要を示しておりますが、一般会計につきましては、歳入額56億7,280万1,000円、歳出額55億2,346万5,000円で、差し引き1億4,933万6,000円となりますが、繰越明許費繰越額151万8,000円を控除し、決算積立金として7,640万円を財政調整積立基金に積み立て、残る7,141万8,000円を令和6年度に繰り越すものでございます。

次に、下水道事業及び簡易水道事業につきましては、令和6年4月1日から公営企業会

計を適用したため、令和 6 年 3 月 31 日をもって出納を閉鎖する打切決算を行っております。

下水道事業特別会計における打切決算額は、歳入額 3 億 4,517 万 8,000 円、歳出額 3 億 3,758 万円で、差し引き 759 万 8,000 円を令和 6 年度下水道事業会計へ引き継いでおります。

簡易水道事業特別会計における打切決算額は、歳入額 15 億 1,788 万円、歳出額 15 億 1,490 万 4,000 円で、差し引き 297 万 6,000 円を令和 6 年度簡易水道事業会計へ引き継いでおります。

次に、介護保険特別会計につきましては、介護保険事業勘定では、歳入額 4 億 8,911 万 4,000 円、歳出額 4 億 5,417 万 7,000 円で、差し引き 3,493 万 7,000 円となり、このうち決算積立金として、介護保険給付費準備基金に 1,747 万円を積み立て、残る 1,746 万 7,000 円を令和 6 年度に繰り越すものでございます。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入額 3 億 2,708 万 1,000 円、歳出額 3 億 2,237 万 3,000 円で、差し引き 470 万 8,000 円を令和 6 年度に繰り越すものでございます。

国民健康保険事業特別会計につきましては、歳入額 3 億 8,830 万 3,000 円、歳出額 3 億 8,650 万 3,000 円で、差し引き 180 万円となり、このうち決算積立金として、国民健康保険基金に 91 万円を積み立て、残る 89 万円を令和 6 年度に繰り越すものでございます。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入額 6,376 万 4,000 円、歳出額 6,366 万 5,000 円で、差し引き 9 万 9,000 円を令和 6 年度に繰り越すものでございます。

次に、企業会計の概要を申し上げますと、病院事業会計の収益的収支につきましては、収入額 5 億 2,455 万 5,000 円、支出額 5 億 5,295 万 3,000 円で、差し引き 2,839 万 8,000 円の当年度損失となり、当年度未処理欠損金は 4 億 4,802 万 2,000 円となります。

資本的収支につきましては、収入額 1,998 万 3,000 円、支出額 2,408 万円で、差し引き 409 万 7,000 円は、過年度分損益勘定留保資金より補填するものでございます。

以上申し上げます、令和 5 年度各種会計決算につきましては、必要な附属資料とともに監査委員の審査を受け、その審査意見を付して、次期定例会議に認定議案として提出を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、令和 5 年度「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」の事業実績につきまして、御報告申し上げます。

「北海道森林バイオマス吸収量活用推進協議会」につきましては、下川町、足寄町、滝上町、美幌町の 4 町で構成し、森林バイオマスの二酸化炭素吸収機能や排出削減機能をいかし、地域の活性化を図るため、平成 20 年度から平成 22 年度までの 3 年間、環境省のオフセット・クレジット制度に基づくカーボン・オフセットの取り組みを通じ、森林バイオマスの二酸化炭素吸収及び排出削減クレジットを創出し、森林づくりパートナーズ協定による実証など、任意の協議会として取り組みを行ってきました。

こうした中、信頼性と信憑性を担保し、更なる事業推進を図るため、平成 23 年 10 月に地方自治法第 252 条の 2 の規定に基づき、法定協議会へ移行し、事務事業を取り進めているところです。

令和 5 年度の企業等協賛金収入につきましては 1,927 万円で、前年度比 830 万円の増額

となり、協議会の諸経費などを差し引き、4町に配分され、下川町は387万円の配分を受けております。

平成21年度から令和5年度までの企業等協賛金は、総額2億888万円となり、協議会の諸経費などを差し引き、総額1億5,707万円が4町に配分され、下川町は4,643万円の配分となっております。

近年、国内の環境先進企業等において、SDGsへの貢献やESG投資、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、カーボン・オフセットの市場ニーズが高まっており、今後におきましても、4町の連携を更に強化し、各町が関係する企業等への販売展開など、協議会活動を通して地域の活性化を図ってまいります。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第5 議案第8号「下川町福祉医療施設等総合審議会条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第8号 下川町福祉医療施設等総合審議会条例について、提案理由を申し上げます。

下川町の将来推計人口は、北海道全体の減少割合を上回るスピードで減少することが想定されており、また、総人口に占める65歳以上の高齢者の割合を示す高齢化率についても、おおむね40%台で推移し、2045年には44%を超えることが想定されております。

こうした状況の中、町内にある医療機関及び社会福祉施設の連携強化を図りつつ、将来に向けてのあり方について、町の安定的な財政運営に資するとともに、持続可能な福祉医療施設等の運営を図り、もって高齢者や障がい者等が安心して町内で生活を送ることが可能な環境を目指すことが急務となっています。

このことを踏まえ、福祉医療施設等の将来に向けての施設単独又は施設間相互のあり方等について、多方面から慎重に調査・審議する合議体として、「下川町福祉医療施設等総合審議会」を設置するものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 8 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 6 議案第 9 号「下川町課設置条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 9 号 下川町課設置条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第 158 条の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるための課設置条例の一部を改正するものであります。

改正内容につきましては、「税務住民課」と「建設水道課」を統合し、「町民生活課」を設置し、組織体制の強化を図るとともに、類似・関連業務の統合を図り、効率的・効果的な組織体制を整備し、住民サービスの向上を図るものであります。

施行期日につきましては、令和 6 年 7 月 1 日とするものです。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 9 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 10 号「下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 10 号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、昭和 53 年度建設、上名寄団地、簡易耐火平屋建て、上名寄 597 番地、2 棟 4 戸の公営住宅を用途廃止するため、条例中の別表の一部を改正するものであります。

本住宅については、令和 6 年度に除却を予定しておりましたが、現入居者から購入希望があり、有償譲渡を検討しているため、条例中の別表から削除するものであります。

以上を申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほ

どお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 10 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 10 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 議案第 11 号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 11 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6 月 10 日執行の第 3 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「一の橋地区地域熱供給システム面的拡大工事」につきましては、令和 5 年 7 月 18 日に町と「地方創生に関する包括連携協定」を締結した戸田建設株式会社が夏秋イチゴの栽培を展開している温室ハウス 4 棟に、一の橋地域熱供給システムの熱供給余力を活用し温

水熱を供給するため、熱供給導管を延長する工事であります。

工事の概要につきましては、山びこ学園敷地内にある既存の熱供給導管分岐点から温室ハウスまでの熱供給導管の布設及び熱交換器等の設置を行う工事であります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事入札等参加者指名選考委員会規程に基づき、5月24日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、4者による指名競争入札を行ったところであります。なお、落札率につきましては98.4%となっております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第9 議案第12号「議会の議決に付すべき工事請負契約について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 12 号 議会の議決に付すべき工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本案は、6 月 10 日執行の第 3 次建設工事入札において、予定価格が 5,000 万円以上の契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

「あけぼの団地線外 2 路線道路改良舗装工事」につきましては、元町横山通線からあけぼの東通り線まで、延長 153m の区間を道路改良舗装するものであります。

入札の経過につきましては、下川町建設工事等入札参加者指名選考委員会規程に基づき、5 月 24 日に開催いたしました指名選考委員会におきまして、これまでの実績と今回発注工事の内容等を勘案し、5 者を指名し、1 者が辞退を申し出たため、4 者で指名競争入札を行ったところであります。なお、落札率につきましては 98.5%となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 議案第 13 号「下川町道路線の廃止について」及び

日程第 11 議案第 14 号「下川町道路線の認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 13 号 下川町道路線の廃止について、及び議案第 14 号 下川町道路線の認定について、関連がありますので一括して提案理由を申し上げます。

本案は、一般国道 239 号視距改良工事に伴い、町道から国道に移管することから、道路法第 8 条及び第 10 条の規定により、関連する町道路線の廃止及び認定を行うものであります。

議案第 13 号で廃止する路線は、「ペンケ・二の橋循環線」、「二の橋北 1 号線」であります。

議案第 14 号で認定する路線は、「ペンケ・二の橋循環線」、「二の橋北 1 号線」の終点及び延長を変更し、再認定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行いますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入りますので、議案番号を指定の上、お願いいたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 14 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 議案第 15 号「下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 15 号 下川町過疎地域持続的発展市町村計画の一部変更について、提案理由を申し上げます。

下川町過疎地域持続的発展市町村計画につきましては、法律の定めるところにより、令和 3 年度から令和 7 年度までの計画として、事業を実施しているところであります。

令和 6 年度の事業を進めるに当たり、過疎対策事業債の充当予定事業のうち、本計画に記載のない「麦乾燥調製設備増改造事業」を追加するため、過日、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく知事との協議が整いましたので、同法の規定により、計画の一部変更について議会の議決を求めるものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 15 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 13 議案第 16 号「和解及び損害賠償の額の決定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 16 号 和解及び損害賠償の額の決定について、提案理由を申し上げます。

本案は、3 月の定例会議にて行政報告を行わせていただいておりますが、去る令和 6 年 2 月 21 日、職員が出張のため、町有車両で国道 39 号線を上川合同庁舎に向かう途中、当麻町の「道の駅」を利用するため、右車線から左車線に車線変更をする際、安全確認が不十分であったため、左後方を走行していた旭川市在住の男性の自家用車に接触し、右側側面部分を破損させた事故であり、このたび和解及び賠償の額を決定しようとするものであります。

事故による費用といたしまして、修繕費 24 万 8,499 円の賠償額を決定し、和解により支払いを行うものであります。なお、車両事故に係る経費につきましては、一般会計補正予算で措置しております。

今回、このような事故を起こしたことを深くお詫び申し上げます。今後は、このようなことがないように、一層安全運転を喚起し、事故防止に努めてまいります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

6 番 斉藤好信 議員。

○6 番（斉藤好信君） まず最初に、公用車の管理及び運行管理の責任者は誰でしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

市田副町長。

○副町長（市田尚之君） 管理者につきましては、総務企画課長になります。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 齊藤議員。

○6 番（齊藤好信君） 私が議員になった時に、はじめに…いろんな提案しましたが、公用地車ですね、特に多人数乗せる福祉バスとか、それからスクールバスとか…そういうところも含めて、そこをまず重点にドライブレコーダーの設置を要望した経緯があります。

それで、今は順次、公用地車にドライブレコーダーが設置されているところではありますが、ここ数年…何件かですね、職員によるこういう交通事故等があります。大きな事故ではありませんけれども、事故の小さい大きいじゃなくて、ドライブレコーダーというのは、事故のその場の検証、それから確認、これが目的じゃないんですね。私も民間に居ましたが、レコーダーを…Aさんという方が乗った場合ですね、それを毎日となると大変でしょうけれども、ここは民間じゃないですから、やっぱり1週間なり…定期的に見て、そして運行管理者に当たる方がですね、それを見て、例えばスピードを出し過ぎているとか、急ブレーキとか急発進が多いとかですね、そういうところを確認しながら、随時適切なアドバイス又は注意を促して、安全運行を職員に対してちゃんと指摘していくというのが、これが本来の目的だというふうに思うんですね。この機能がしっかりされていないと、ドライレコが付いているからそれでOK…誰々さんが乗ったからOKじゃなくて、そこがやっぱり機能しているかどうかなんですけれども、この点いかがですか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

市田副町長。

○副町長（市田尚之君） ドライブレコーダーにつきましては、事故等に対しました時に、その状況が分かるという意味では機能しているかと思いますが、今のところ、ドライブレコーダーを見て、スピードを出してるか出していないかという確認まではしてございません。しかしながら、先ほど言いましたように、事故等があった場合は、その旨ドライブレコーダーを確認し、状況を把握できるということでは機能しているかと思いますが。

○議長（我孫子洋昌君） 6 番 齊藤議員。

○6 番（齊藤好信君） 今、答弁ありましたけれども、そこだけが目的じゃないということ言ってるんですね。そういうふうにしないと、例えば人間には癖があるし、性格もあるし、やっぱりそういうところをきちっと把握してやるのが運行管理の目的なんです。例えばAさんという方が、今日は公用地車を使って、例えば旭川なり札幌へ行くという時に、やっぱりこの運行管理者に当たる責任者の方が、体調管理の有無などもですね、きちっと対面して聞くとかですね、そういうことをやっぱり徹底してやるのが…民間の運輸会社じゃないからそこまではと思いますけれども、それでなくても公用地車というものを扱って乗って、そして遠出する場合はですね、まず一番大事なのはやっぱり体調管理なんです、体調

が思わしくないのに乗せてしまったら、やはり何かしらの事が起きてしまう。そういうことをですね、やっぱりこれからは十分機能させていくことが安全運転になるんじゃないかと思うんですね。

今、町長のお話の中で、一層安全運転を喚起するというのがありますけども、この部分に当たると思うんですけども、町長いかがですか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） このたびの事故に関しては、本当にこのような事故を起こしたことに対して深くお詫びを申し上げます。

日頃からですね…近年、飲酒運転の撲滅も含めて、チェック体制も含めて、それぞれ行っているところでありますし、日頃から安全運転に関しては、課長会議等でもお話をさせていただきながら、各職員に周知するようお話をさせていただいてるところでありますので、その点も含めてですね、今後より一層の事故防止に努めてまいりたいというふうに考えておりますし、まず、出張に関しても、それぞれの職員が運転してその場に行きますけれども、やはり時間に余裕を持って出て行かなければ、どうしても急いでしまいますので、そういった点も含めて、各所属長を通して、それぞれの職員にもお話をしていただくようにしたいと思っておりますし、課長等集まる会議も多数ありますので、その際に、こういった事故を起こさないように、更なる注意喚起も含めて進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 16 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 14 議案第 17 号「令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 17 号 令和 6 年度下川町一般会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度一般会計の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 6,067 万円を追加し、総額を 56 億 7,727 万 2,000 円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、物価高騰対策、新たな施策によるもの、機構改革に伴うもの、緊急を要するもの、決算見込みに伴うもの等を計上しております。

主な補正予算の概要を申し上げますと、総務費では、例規システム等運用事務、地域インターネット運用事務、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰臨時給付金事業、子育て世帯物価高騰臨時給付金事業に係る経費を計上しております。

民生費では、新たに福祉医療施設等のあり方などについて、調査・審議する経費のほか、住民税非課税世帯物価高騰臨時給付金事業、定額減税補足給付金事業、総合福祉センター改修事業、認定こども園運営事業に係る経費を計上しております。

農林業費では、農業振興事業に係る補助金、土壌改良施設運営事業に係る経費を、商工労働費では、五味温泉施設等管理事業に係る経費を計上しております。

教育費では、公民館・町民会館管理運営事業に係る経費のほか、スキージャンプ選手スポーツ功労賞等受賞祝賀会の開催に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、国・道支出金、財産収入、繰入金、決算見込みに伴う繰越金などを計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 17 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 15 議案第 18 号「令和 6 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 18 号 令和 6 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度介護保険特別会計の第 1 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 2,565 万円を追加し、歳入歳出総額を 4 億 8,552 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、令和 5 年度決算見込みにより、歳出につきましては、諸支出金で、過年度分償還金、一般会計繰入金を増額計上しております。

歳入につきましては、基金繰入金、前年度繰越金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、令和 5 年度決算見込みにより、前年度繰越金を増額し、一般会計繰入金を減額計上しております。

第 2 条の地方債につきましては、新年度予算で御議決いただいた事業の実施に伴い、町債の目的、限度額等を定めるものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 18 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 18 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 16 議案第 19 号「令和 6 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 19 号 令和 6 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 88 万円を追加し、総額を 4 億 9,183 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、財源調整のため基金積立金を増額計上しております。

歳入におきましては、令和 5 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 19 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 17 議案第 20 号「令和 6 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 20 号 令和 6 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 60 万円を追加し、総額を 7,224 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、機構改革に伴う機器端末の設置及び設定変更による委託料を増額計上しております。

歳入におきましては、財源調整による繰入金を増額するとともに、令和 5 年度の決算見込みによる剰余金を繰越金で増額計上しております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 20 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 18 議案第 21 号「令和 6 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 21 号 令和 6 年度下川町下水道事業会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 6 年度下川町下水道事業会計の第 1 回目の補正予算でありまして、資本的収入において 2 億 235 万円を減額し、総額を 2,646 万 4,000 円とするほか、資本的支出において 2 億 230 万円を減額し、総額を 1 億 392 万 7,000 円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、「浄化センター整備事業」において、汚泥処理設備等改修工事に必要な半導体を使用する制御盤等の納品に時間を要することが判明し、本工事が今年度中に完成することが困難であることから、2 か年の継続費を設定し、総額及び年割額を定めるとともに、本工事関連予算の組み替え補正を行い実施するものであります。

はじめに、第 2 条の資本的収入及び支出では、予算第 4 条の資本的支出において、工事請負費及び委託料を減額するほか、資本的収入において、建設改良等企業債及び公共下水道事業補助金を減額するものであります。

なお、資本的収支の不足額 7,746 万 3,000 円につきましては、引継金、消費税資本的収支調整額及び損益勘定留保資金で補填する計画であります。

第 3 条の継続費では、「浄化センター整備事業」を 2 か年事業として実施するため、継続費を設定し、総額及び年割額を定めるものであります。

第 4 条の企業債では、予算第 5 条に定めた企業債の補正につきまして、継続費事業の予算組み替えに伴う変更となっております。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。
これから、議案第 21 号を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。
したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。
ここで、5 分ほど休憩いたします。

休 憩 午前 10 時 56 分

再 開 午前 11 時 1 分

○議長（我孫子洋昌君） それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。
日程第 19 諮問第 1 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。
町長。

○町長（田村泰司君） 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります、品地 ^{しなじ} ^{かずひこ} 和彦 氏は、令和 6 年 9 月 30 日をもって任期満了となりますが、引き続き令和 6 年 10 月 1 日から 3 年間の任期で人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

品地 和彦 氏は、人権擁護委員として２期６年の経験を有するほか、下川町社会福祉協議会理事や下川町社会教育委員に就任されるなど、豊富な知識と地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えられます。

以上の理由から、推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています、諮問第１号については、討論を省略することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、諮問第１号は、討論を省略いたします。

これから、諮問第１号を採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、諮問第１号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第２０ 同意第１号「下川町教育長の任命について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 同意第１号 下川町教育長の任命について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第４条第１項の規定に基づき、教育長の任命について議会の同意を求めるものであります。

本年６月３０日をもって任期満了となります、川島 ^{かわしま} 政吉 ^{まさよし} 教育長におかれましては、令和３年７月１日に教育長に任命され、１期３年間、精励恪勤、精進され、本町の教育行政の推進に優れた手腕を発揮されました。このたび任期満了に当たり、御勇退の意向であり

ます。

つきましては、後任の教育長として、古屋 宏彦^{こや ひろひこ}氏を任命したいと存じます。

古屋 宏彦氏におかれましては、昭和62年4月に下川町職員として採用となり、建設課、学校教育課、総務課、税務課、企画課、商工林務課に配属され、その間、平成15年4月からは北海道経済部産業振興課へ、平成17年4月からは財団法人下川町ふるさと開発振興公社へ、それぞれ派遣され、北海道行政及び地域振興に携わった経験を有しております。平成22年4月からは農務課主幹となり、その後管理職として、建設林務課、保健福祉課、総務課を歴任し、幅広い分野において中心的な役割を担っていただき、平成30年4月から議会事務局長、令和3年4月から農林課長、令和5年7月から産業振興課長として、議会運営及び地域産業の振興に優れた手腕を発揮されております。

また、人柄につきましては、御承知のとおり、清廉潔白、温厚篤実にして、常に職場の指導的役割を果たし、人格識見とも優れております。

今後更に教育施策の充実に努め、次代を担う児童生徒の知・徳・体のバランスの取れた育成を図るとともに、町民の皆さまが健やかで充実した生活を送れるよう、生涯学習を推進していく必要があることから、同氏が教育長として最適任者でありますので、任命をいたしたく、ここに同意を求めるものであります。

何とぞ、議員各位の御支援と御賛同を賜りますようお願い申し上げ、提案理由といたします。なお、古屋 宏彦氏から、所信表明をさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） それでは、教育長候補者の古屋 宏彦氏から、所信表明がありますので、演台へお進みください。

○教育長候補者（古屋宏彦君） 貴重な時間を御用意いただき、感謝申し上げます。私の所信を述べさせていただきます。

本年3月定例会議でお伝えいたしております「令和6年度教育行政執行方針」につきまして、重点施策を引き継いで、最適化を図ってまいりたいと思います。

教育行政を執行するに当たっては、三つの柱を意識したいと思います。

一つ目は、子供のために。将来、社会人になっていく子供たちに何ができるか、自分自身に問うていきたいと思います。幼児、児童、生徒は、ステージごとに学びを深め、社会に出ていきます。子供たちが自分の目指す人生設計ができるよう、教職員をはじめとする関係者の御協力をいただきながら、支えていきたいと考えております。

二つ目は、大人のために。生活するに当たり、文化、芸術、スポーツなどの学びは人生に潤いを与えてくれるものと思います。それぞれが適度な負担の範囲で、制約なく取り組むことができるよう支援していきたいと考えます。文化協会や体育協会など、関係者と情報共有を図りながら、課題を解決していきたいと考えております。

三つ目は、次世代のために。下川町は、先住民をはじめ、開拓に入られた諸先輩のたゆまない努力と、次の世代により良い形で引き継ごうとする強い意志があつてこそ、今があると考えます。開拓の時代から伝承されている郡上節、下川町の名を世に広めてくれたジャンプスキー競技は、諸先輩から引き継いでいただいた下川町の宝物です。私は、教育を通じて、様々な物事を次の世代に引き継いでいきたいと考えております。

最後に、下川町が幸せに暮らせる持続可能なまちの実現に向けて、関係部局、関係機関、団体との連携を図りながら、教育施策の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、所信とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、所信表明がありました。これから所信表明について質疑を行います。

質疑ありませんか。

3 番 小原仁興 議員。

○3 番（小原仁興君） 町長から、古屋 宏彦 氏を任命されるということでございました。

1 点だけ質問したいと思います。所信表明の中で、重点施策を引き継ぐという表明をされました。教育行政執行方針において、施設分離型の小中一貫校にかじを切る…そのような表明をされたと思います。これから施設分離型の小中一貫校を推し進めるに当たって、どのようなことを留意しながら進めていくのか。また、現時点で施設分離型の小中一貫校を施設統合型の小中一貫校にする考えに発展させる考えはあるのか、現時点の考えを聞かせていただければと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋宏彦 候補者。

○教育長候補者（古屋宏彦君） ただいま御質問いただきました、1 点目の、どのようなことを留意して小中一貫の事を進めていくかということですが、教職員の能力を最大限発揮することができるかどうか、これにかかっております。当然、主役は児童生徒であります。児童生徒が小中一貫という中で教育を受けることが、将来にとって、本人たちが社会に出ていく上で基盤になるような、そのような状況になることを念頭に置きながら進めていきたいと思っております。当然、教職員以外についても、関係するお父さま、お母さまなど、あとは地域の方々にもいろんな御協力をいただかなければならないと思っております。そのような観点で、地域一体となった取り組みの中で進めていきたいと考えております。

あと、今は分離型ということで執行方針に載ってはございますが、将来的に統合になるかどうかということにつきましても、この進捗によっては、統合型というのも当然視野に入ってくるものと思います。たまたま私は下川町上名寄という所で育ちまして、小学校・中学校に入学いたしました。当時その思いからいたしますと、児童生徒の数も当時の上名寄小・中学校にかなり近づいております。このような中で、現実的に、教職員の配置、あとは町のいろんな負担、あとはどこまで支援できるかということも総合的に考えると、機が熟したときには統合型ということも当然視野になってくるものと、私の過去の生い立ちからも実感をしているところです。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

6 番 斉藤好信 議員。

○6 番（斉藤好信君） 私はですね、基本的な教育に対して…根本的なことを、教育全般にわたる…教育行政のトップとしてのお考えを聞きたいと思います。

2 点伺いたと思いますけども、まず、教育は何のためにあるのかということと、それから近年というか…ここ 10 年 20 年、過去にも表面に出ないものがあつたと思いますけども、子供のいじめですね、これに関してのお考えを聞きたいと思います。

まず、自分の考えですけども、教育というのは…私は教育に関わったことはございせんけども、私の考えとしては、教育というのはやっぱり子供の幸せにあるというのが…これは全く基本にあるというふうに僕は思っています。それから、いじめについては、100% いじめた方が悪いというのが僕の考えです。

それでは、まず自分の考えを述べて、あとは古屋さんのお考えを聞きたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋候補者。

○教育長候補者（古屋宏彦君） ただいま御質問いただきました、まず 1 点目、何のためというところです。教育とは何のため…当然子供の幸せのためということでございまして、それは私も同感でございます。

子供の幸せとは一体何ぞということを考えると、やはり子供の人生が、子が考えるものを目指していけることだと思っています。当然、経済的な関係で限度があるかもしれませんが…日本は資本主義社会ですから、しかしながら子供の能力を摘むことなく、最大限伸ばしてあげられるかどうか、それが教育に関係する者の腕の見せどころだと思っておりますし、子供の幸せに結びつくものだと考えます。

二つ目、いじめの関係でございます。いじめた者が悪いということは…もう 100% だと思います。ただ、いじめる側、いじめられた側と、もし二分するとすれば、いじめる側はいじめているという意識が果たしてあるのかどうなのかというところが、疑わしい事例も出てまいります。何をしたらいじめになるのかというところは、大人はある程度社会経験の中から掴んでいるとは思いますが、まだ未熟な子供たちの場合は、そのような基準が出来ていない子もいるのかもしれませんが。こういうようなところについては、学校の教職員の皆さんをはじめとして、あとは P T A など、あとは教育の関係、福祉の関係などにも通じまして、いろいろ情報共有をして、どういうことがいじめにつながるのかということをそれぞれ子供たちにも伝えられるようにしていきたいと思っております。

あと、子育てにつきましても当然影響することが多くあると思います。子育てというのは、どうしても家庭がまず基本になります。家庭の基本の中で育っていく子供たちに対して地域がどのようにサポートしているか、この部分につきましても、いじめというところにつきましても、もし家庭の中でいろいろ教育していただけると…教えていただけるとありがたいですが、そこに至らない場合でも、地域が先ほどの方法で…関係者がいろいろ伝えていける、そのような状態にしていけば、少しずつでもいじめるという機会は減っていくものと思います。このような形で進めていけたらなと思って、今考えているところです。

以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

4 番 中田豪之助 議員。

○4 番（中田豪之助君） こういう機会だから…ちょっとお尋ねしたいんですけども、2 点あります。

今、三つの柱でというお話がありました…子供のために、大人のために、次世代のためにですね。最近…巷で話題の A I があります。諸刃の剣というか…メリットもデメリットもとても大きいと思います。子供にも、大人にも、次世代にも、どうそれと関わっていくか…上手く使えば、大変メリットはあるんですけども、偽情報というか…そういうことを掴まされる心配もあるし、それに頼り切って全部コピペの学習というか…そういうことしかできない大人になってしまう可能性もあると思います。教育に関わっていく方として、そこらへんをどう捉えるかということをお尋ねしたいと思います。

もう一つですね、議会事務局の経験もおありの方ですので…小学校とか中学校の児童生徒が来て模擬議会ということは、議員のなり手不足解決にも直結するし、それから、将来卒業して、また地域に戻って、担い手となっていだけるような、そういう可能性もあって、非常に有望な取り組みだと思うんですけども、そのような子供議会に対してのお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

古屋候補者。

○教育長候補者（古屋宏彦君） 今御質問いただきました、まず 1 点目、A I の関係です。

A I の関係については、大変便利なものだと思います。一方では、この A I をどこまで信じるか、またはその信憑性…おかしな情報かどうか、それを見極める力は、実は人間に備わっていることが必要…これが前提となって A I の活用がなせると思います。

この A I の部分については、人間がどういうふう生きていくか、何をしようかということがはっきりしていれば、非常に有り難いツール…道具になるかと思います。ただ、その何をどうしたいのかということがあやふやな状態で A I を利用しようとする、おそらく A I の言いなり、若しくは情報を鵜呑みにするケースがあります。当然これ…子供たちの関係についても、家庭の中でお父さま…お母さまがパソコン等に詳しい方であれば、おのずと慣れていくかもしれませんが、そういう学習の機会がない方がいるかもしれません。おそらくそういう点については、学校現場で一程度お伝えできるかと思いますが、これについても、十分教職員等と連携を取りながら、情報交換をしながら、今欠けているもの、あと、子供たちにとってどういう教え方がいいのかということは、私の立場からは、校長先生などを通じてお話を共有させていただきたいと思っております。

あと二つ目、小中学生の模擬議会の関係です。模擬議会の関係について、私も拝見させていただきました。子供たちが、どのようなルールで世の中の物事が決まっていくのかというのを間近にする良い機会かと思います。これによって、先ほどお話あった…議員のなり手不足など、あとは地域のいろいろな役割、このなり手になっていただければ有り難い

と思っています。ただ、この中においては、子供たちがどこまで…その意味が分かるのか、社会に出なければ分からないこともあるんですけど、そういう機会は、子供たちの問題意識を高めるに当たって大変有効だと思っております。出来るだけそのような機会を作っていただけるように、関係する皆さまとも協議をさせていただきたいというふうに考えているところです。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） これで質疑を終わります。
ここで、暫時休憩いたします。

（古屋産業振興課長 退場）

休 憩 午前 11 時 22 分

再 開 午前 11 時 23 分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。
次に、提案理由について質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。
1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） 同意第 1 号 下川町教育長の任命について、賛成の立場で討論をいたします。

このたび、理事者から後任の教育長候補として提案のありました古屋^{こや} 宏彦^{ひろひこ}氏は、私が役場在職中からよく知っている人物でありまして、人格識見とも優れており、その仕事ぶりからも、部下からの信頼が厚い人物であります。その性格は…先ほど町長のお話にもありましたとおり、温厚篤実…とても柔らかい雰囲気ではありますが、その内面には強い理念、

考え、これを持っている方でありまして、先ほどの所信表明の中で決意を聞かせていただきましたし、同僚議員から何点か質問がありましたが、それに対しても明確な回答をしておられます。必ず本町の子供たちの未来のため、そして教育行政の進展に向けて、その職責を果たしてくれるものと確信をしております。

また、古屋氏は、自己紹介の中にもありましたが、下川町に生まれ、下川町に育っております。そういうことから、地域の実情にも精通しており、教育長として最適任者であるということを申し上げまして、私の賛成討論といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに討論ありませんか。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第1号は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、暫時休憩といたします。

（古屋産業振興課長 入場）

休 憩 午前11時25分

再 開 午前11時26分

○議長（我孫子洋昌君） 休憩を解き、本会議を再開いたします。

日程第21 同意第2号「下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 同意第2号 下川町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、固定資産評価審査委員会委員の佐藤^{さとう}久美^{ひさみ}氏が、本年6月30日をもって任期満了となることから、同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

佐藤氏は、令和3年7月1日から固定資産評価審査委員会委員として、その職責を全うされており、公平・公正な人格に加え、地域の実情にも精通されていることから、委員として適任であり、再任するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています同意第2号については、討論を省略することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、同意第2号は討論を省略いたします。

これから、同意第2号を採決します。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第22 報告第3号「令和5年度下川町繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 本件は、令和5年下川町議会定例会において、住民税均等割のみ課税世帯物価高騰臨時給付金事業ほか7件について、繰越明許費の承認をいただいているところですが、繰越明許費繰越計算書に記載のとおり、令和6年度に予算を繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第23 報告第4号「令和5年度一般財団法人下川町ふる

さと開発振興公社事業報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 令和５年度一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、町が出資している一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

はじめに、五味温泉施設等管理運営事業の経営状況について、その概要を申し上げます。

令和５年度は、前年度に比べ、宿泊利用者で 184 人減の 5,321 人、日帰り利用者は 4,367 人減の 7 万 851 人で、総体では 4,551 人減の 7 万 6,172 人となり、5.6%の減となりました。

事業収入は、前年度に比べ 1,306 万円増の 1 億 4,804 万円となっております。

公益法人会計基準に基づく当期正味財産額は、前期繰越正味財産額を含め 2,127 万円減のマイナス 1,391 万円となりますが、他会計からの振り替えにより 3,387 万円となっております。

収支につきましては、宿泊利用者及び日帰り利用者の減少はあったものの、宴会需要の回復や食堂メニューの見直し、仕出しの注文の増加により、収入額は増加となりました。

しかし、食材費の大幅なコストダウンには至らず、原価率が高いこと、また、物価高騰に伴い、原材料費や光熱水費等の必要経費が増加したことから、正味財産の減少となっております。

なお、産業振興支援事業（産業クラスター事業）につきましては、令和５年度をもって産業クラスター事業会計を廃止し、一般正味財産の全額を五味温泉施設等管理運営事業へ振り替えしております。

次に、結いの森運営事業の経営状況を申し上げます。

令和５年度は、前年度に比べ、宿泊利用者で 160 人減の 3,955 人、稼働率で 2.2%減の 46.8%となっております。

事業収入は 72 万円増の 3,786 万円で、当期正味財産額は 95 万円増の 1,170 万円となっております。

収支につきましては、宿泊料金を季節性や近隣相場を参考に日々変動させることで、宿泊収入は増加となりましたが、原材料高騰に伴い、支出も増加となっております。

五味温泉施設等管理運営事業、産業振興支援事業（産業クラスター事業）、結いの森運営事業の詳細につきましては、別添参考資料の計算書類等を御高覧願います。

次に、令和６年度の経営見通しにつきましては、かつての日常が戻りつつあり、景況としましては回復傾向にあることから、両施設共に多くの方に御利用いただけるよう、今後関係者の一層の経営努力をお願いしてまいりたいと存じます。

最後に、五味温泉につきましては、経営改善計画に基づき、インターネット予約の再開や、食材仕入れの原価管理の徹底、企画事業の一つである入浴と食事セットを販売するなど、引き続き経営の安定に向けて努めるよう進めてまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 24 報告第 5 号「令和 5 年度一般財団法人しもかわ地域振興機構事業報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 令和 5 年度一般財団法人しもかわ地域振興機構事業報告について、御報告申し上げます。

本件につきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、町が出資している一般財団法人しもかわ地域振興機構の事業実績について、その内容を御報告するものであります。

本法人設立の趣旨、経緯等につきましては、令和 5 年下川町議会定例会 3 月定例会議にて行政報告をさせていただいておりますが、令和 5 年度につきましては、本法人を設立した令和 6 年 3 月 4 日から 3 月 31 日が事業期間となります。

このため、事業内容は、運営法人の設立に関する手続、事務局体制の整備、法人運営に必要な各種規程等の整備及び法人設立に当たっての広報活動が主となっております。

収支決算につきましては、事業活動収入が町の負担金で総額 350 万円、事業執行等に伴う事業活動支出総額は 136 万 8,000 円となっております。

その結果、当期収支差額は 213 万 2,000 円となり、法人設立出資金 300 万円を含めた当期正味財産額は 513 万 2,000 円となっております。

なお、事業等の詳細につきましては、別添参考資料を御高覧願います。

最後に、令和 6 年度の事業につきましては、これまで取り組んできた総合移住促進事業を基軸としながら、定住促進に向けた総合的な事業を進めていただくよう、関係者の努力をお願いしてまいりたいと存じます。

議員各位、町民の皆さまの御理解と御支援等を賜りますようお願い申し上げます、報告いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 25 請願第 1 号「義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた請願」を議題といたします。

請願第 1 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 2 番 奥崎裕子 議員。

○2 番（奥崎裕子君） ただいま議題となっております請願第 1 号について、紹介議員と

して私から請願趣旨の説明をしてみたいです。

御案内のとおり、義務教育費国庫負担制度は、教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。2006年に負担率が2分の1から3分の1に変更されましたが、教育の機会均等を確保するためにも2分の1へと復元することが重要です。

2023年12月、文科省が発表した就学援助実施状況調査では、要保護、準要保護は全国で7人に1人、北海道においては全国で8番目に高い5.4人に1人となっており、依然として厳しい実態にあります。

また、教育現場では、給食費、修学旅行費などの私費負担が減少せず、地方交付税措置されている教材費や図書費についても自治体によってその措置に格差が生じています。さらに、奨学金制度を利用せざるを得ない子供たちや経済的な理由で進学・就学を断念する子供が増加しており、就学援助制度、奨学金制度、高校授業料無償化制度を拡大させていく必要があります。

以上のことから、趣旨を御理解の上、請願を採択いただき、下川町議会として意見書を提出されますよう、議員各位の賛同をよろしくお願い申し上げ、趣旨説明といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

請願第1号については、会議条例第95条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、請願第 1 号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 26 請願第 2 号「地方財政の充実・強化を求める請願」を議題といたします。

請願第 2 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） ただいま議題となっております請願第 2 号 地方財政の充実・強化を求める請願について、紹介議員といたしまして趣旨説明をさせていただきます。

今、地方公共団体には、急激な少子高齢化に伴います、医療・介護などの社会保障制度の整備や子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、D X 化や脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められております。

加えて、急激に進められている自治体システムの標準化や多発する大規模災害への対応も迫られる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している状況にあります。

これらに対応するための地方財政について、政府は行財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太方針 2021」に基づき、2021 年度の地方一般財源水準を 2024 年度まで確保するとしておりますが、増大する行政需要、また採用希望者の減少や中途退職者が増加している現状から、不足する人員体制の改善を図っていくためには今後より積極的な財源確保が求められるところであります。

このため、2025 年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、現行の地方一般財源水準の確保からもう一步踏み出し、日本全体として求められている賃上げ基調に対応する人件費の確保まで含めた地方財政を実現するよう、地方交付税の法定率の引上げや、地方の安定的な財源確保に向けて、所得税、消費税を対象に、国税から地方税へ税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うことなどの 9 項目にわたり、地方財政の確立を目指すよう政府に対して実現を求めるものであります。

以上のことから、提案の趣旨を御理解の上、本請願を御採択いただき、下川町議会として地方自治法第 99 条に基づく意見書を採択されますよう、議員各位の賛同をお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

請願第 2 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 2 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、請願第 2 号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 27 請願第 3 号「2024 年度北海道最低賃金改正等に関する請願」を議題といたします。

請願第 3 号について、請願趣旨の説明を求めます。

紹介議員 1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） ただいま議題となっております請願第 3 号 2024 年度北海道最低賃金改正等に関する請願について、紹介議員といたしまして趣旨説明をさせていただきます。

道内で働く人たちの暮らしはコロナ禍で一層厳しいものとなり、特に、年収 200 万円以下のいわゆるワーキングプアと呼ばれる労働者は、39 万 6,000 人と、給与所得者の 23.3% に達しております。また、道内の常用労働者 216 万人、うちパート労働者が 64 万 7,000 人ですが、そのうち 48 万人を超える労働者が最低賃金の近傍に張り付いている

実態にあります。現状として最低賃金の影響を受けやすい多くの非正規労働者は、労働条件の決定にほとんど関与できない状況にあります。

このような状況の中、内閣に設置され、令和 5 年 8 月 31 日に総理大臣官邸で開催された「新しい資本主義実現会議」において、公労使三者構成の最低賃金審議会で、毎年の賃上げについてしっかりと議論し、2030 年代半ばまでに全国の最低賃金を都道府県ごとの労働者数で重みづけして平均した額である全国加重平均が 1,500 円となることを目指すとされたところであります。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの労働者の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動にも影響を与え、北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会におきまして、令和 6 年度の北海道最低賃金の改正に当たり、設定する最低賃金は、道内高卒初任給時間換算額の 1,078 円を下回らない水準に改善することなどの 3 項目にわたり、必要な措置を講ずるよう強く要望するものであります。

以上のことから、提案の趣旨を御理解の上、本請願を採択いただき、下川町議会として地方自治法第 99 条に基づく意見書を採択されますよう、議員各位の賛同をお願い申し上げます。趣旨説明といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま請願趣旨の説明がありましたが、質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

請願第 3 号については、会議条例第 95 条第 2 項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第 3 号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論に入ります。

まず、採択に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、採択に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、請願第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり採択することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、請願第 3 号は、原案のとおり採択することに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、6 月定例会議の再開は、明日 6 月 19 日、午前 9 時 30 分ですので、御出席をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前 11 時 49 分 散会